

徳島県告示第四百六十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第二十九条第一項の規定により、指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定した。

令和元年十月二十五日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指定障害福祉サービス事業者		指定障害福祉サービス事業を行う事業所		サービスの種類		指 定	
名 称	所 在 地	名 称	所 在 地	種 類	年 月 日		
株式会社スパークル	徳島市南沖洲三丁目二番二〇号	スパークル徳島	徳島市南沖洲三丁目二番二〇号	就労継続支援B型	令和元年十月一日		
株式会社青い鳥さぽーと 企画	小松島市田浦町近里八三番地一ケントパレス徳島南七〇三号	令和たけのこの里	阿南市福井町大西九六番地一	生活介護 就労継続支援B型	同		